

防災啓発情報等の発信に関する協定書

千葉市（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報等の発信に相互に協力するものとし、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化に繋げることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（発信の方法）

第1条 乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する次の媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発情報等を発信する。

- （1） タウンページ
- （2） 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- （3） iタウンページ等のWEBサイト

（手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。
- 3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。
- 4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べるができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。
- 5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。
- 6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

（発信情報に関する責任）

第3条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

- 2 前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

(発信の変更・中止)

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は、甲に対し、いかなる責も負わないものとする。

(著作権)

第5条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上でNTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(効力の発生と解除)

第8条 この協定は締結の日から効力を有するものとする。ただし、甲及び乙は、相手方に対して1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解除することができる。

(その他)

第9条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通保有する。

平成28年10月18日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
NTTタウンページ株式会社
代表取締役社長 岡田昭彦

災害時の相互協力に関する協定書

千 葉 市

株式会社NTTドコモ

災害時の相互協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、通信手段の確保等に関し必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、千葉市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び甲が被災した他市区町村への応援を要請された場合において、相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲及び乙は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（相互協力事項）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。なお、乙は、災害を考慮し、甲と協議の上、災害対策基本法における乙の指定公共機関としての活動に支障のない範囲で協力事項の詳細を決定できるものとする。

- （1）指定避難所等への無料充電及びWi-Fiサービスの提供
- （2）携帯電話等の貸与
- （3）前2号に付随する支援

2 甲は、前項の協力の伴い必要となる協力を行うものとする。

（敷地の利用）

第5条 甲は、第2条の規定による要請を受けたときは、携帯電話サービスの維持又は復旧のために必要となる敷地（移動基地局車、可搬型無線装置、ヘリコプターの離発着等で利用する場所）の利用について、協力するものとする。

(情報共有)

第6条 甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

(災害対策における相互連携)

第7条 甲及び乙は、災害時における取組の円滑な実施を目的に、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むこととする。

- (1) 甲の防災訓練への参加等
- (2) 甲の災害に関する計画及び各種マニュアルの策定等の支援
- (3) 甲の災害対策本部と避難所等との連絡手段の検討
- (4) 市民等への情報伝達手段の検討
- (5) 前各号に付随する事項及びその他本協定の協力内容に関連する事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うことができる。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任の範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第4条第1項第1号に掲げる協力を乙が要する経費は、原則として乙が負担し、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる協力並びに第7条の規定による取組に要する経費の負担については、甲乙の協議により決定するものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 3月 19日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区新町1000番地

株式会社NTTドコモ

千葉支店長 坪谷寿一

「千葉県被災者支援ナビ（仮称）」実証実験に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と株式会社アスコエパートナーズ（以下「乙」という。）は、『千葉県被災者支援ナビ（仮称）』Web サイト」（以下「Web サイト」という。）の実証実験（以下「本実験」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本実験は、防災・減災の情報及び国・県・市の提供している復旧復興支援制度の情報を市民にわかりやすく提供するため Web サイトを制作し、Web サイトの有効性及び課題を検証することを目的とする。

（取組内容）

第2条 本実験の取組内容は、次のとおりとする。

- （1）防災・減災の情報及び国・県・市の提供している復旧復興支援制度の情報を掲載した Web サイトを制作し、不特定多数のインターネット利用者がアクセスできるように公開する。
- （2）Web サイトを知って使ってもらおうきっかけづくりとして、住民向けに市内で Web サイト関連のセミナー等を開催、また Web サイトの利用状況のヒアリング調査等を実施する。
- （3）その他防災・減災に資すると認められる取組を実施する。

2 Web サイトに関する提供機能及びサービスの詳細並びに本実験に関連し実施される取組内容の詳細は、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

（検証方法）

第3条 本実験の検証方法は、次のとおりとする。

- （1）利用状況の確認、課題等の洗い出しのため、市民へのヒアリングやアンケート等を実施する。
- （2）アナリティクスによるサイト解析を行う。

（役割分担）

第4条 甲、乙の役割分担は次のとおりとする。

- （1）甲は、Web サイトの制作に係る必要な情報を乙に無償で提供する。
- （2）乙は、Web サイトの制作を行う。
- （3）乙は、Web サイトの制作に要する費用を負担する。
- （4）甲は、甲のホームページに Web サイトへのリンクを張る。
- （5）甲及び乙は、Web サイトを市民に知ってもらうための周知及び広報を行う。
- （6）甲及び乙は、Web サイトの利用状況のヒアリング調査等を行う。
- （7）その他必要な役割分担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（実施期間）

第5条 本実験の実施期間は、本協定の締結日から平成32年3月31日までとする。また、Web サイトの利用期間は、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

(本実験の変更又は中止)

第6条 情勢等の変化等に伴い、本実験内容の一部を変更又は中止することが必要になった場合には、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議事項)

第7条 本協定に関し疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成31年4月11日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
市長 熊谷俊人

乙 東京都港区虎ノ門5丁目12-13
ザイマックス神谷町ビル2F
株式会社アスコエパートナーズ
代表取締役社長 安井秀行

災害時における災害情報の緊急放送等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と、株式会社アクティブレイン（以下「乙」という。）とは、災害情報の緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害に関する情報を乙の放送を通じて緊急放送を行うことにより、被害の軽減を図り市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風その他異常な自然現象または大規模な事故や火事・爆発等により、市民の安全確保が必要となる状況に置かれることをいう。
- （2）「緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲または乙の放送設備を使用し、乙が予定する番組放送に優先して災害情報を放送することをいう。

2 前項（2）の規定により緊急放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害時等における避難勧告及び避難指示に関する事項
- （2）被害及び復旧状況
- （3）避難所及び救護所等の開設状況
- （4）学校及び保育所の児童等の保護状況
- （5）帰宅困難者への対応に関する事項
- （6）水、物資等の支給に関する事項
- （7）その他甲の災害対策本部長である市長が特に必要と認める災害情報

（要請の手続き）

第3条 甲は、緊急放送が必要なときは、乙に対して文書により要請するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、電話等による口頭での要請とする。この場合においては、要請後に速やかに文書を提出するものとする。

（緊急放送の実施）

第4条 乙は、甲から緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、甲又は乙の設備により、通常のコミュニティ放送に優先して災害情報の緊急放送を行うものとする。

（試験放送の実施）

第5条 乙は、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達試験や甲が主催する訓練等に可能な限り参加し、試験放送を実施することで、放送設備の機能維持に万全を期すとともに、市民の防災意識の高揚に努めることとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に定める放送に要した費用は、全て乙が負担するものとする。ただし、円滑な緊急放送を目的とした放送設備の改修や受信端末の設置に係る費用は、甲の負担とする。

2 令和8年3月31日までに協定を解除する場合は、前項に定める緊急放送を目的とした放送設備を乙は甲に返却し、返却に要した費用は、協定を解除することとなった原因者の負担によることとする。

3 災害による被害が甚大で緊急放送を行う期間が長期に及ぶ場合の放送に要する費用は甲乙協議のうえ決定する。

(連絡責任者)

第7条 この協定に定める事項の実施に関する連絡を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

甲と乙は、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年1月14日

千葉県地域防災計画に基づく災害時の 医療救護活動についての協定書

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県医師会（以下「乙」という。）とは、大地震、暴風雨等により医療活動の必要な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千葉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置する。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等の損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担する。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療の実施

第9条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品、衛生資材等の輸送は、原則として甲が行う。

(装備の貸与)

第10条 甲は、乙に対し医療救護活動に要する個人装備の貸与を行う。

(後方医療施設への転送)

第11条 乙所属の医療救護班は、救護所において後方医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方医療施設へ転送できるよう、後方医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力する。

(医療費)

第12条 救護所における医療費は、無料とする。

に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師，看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

千葉県地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、千葉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、歯科医師等で編成される医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を乙に対して要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、医療救護活動を実施するために「災害時医療救護活動計画」を

るところによる。

(合同訓練への参加)

第6条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第7条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密に連携し速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 医事紛争発生後の対応、処理及び賠償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は、故意又は重大な過失がない限り責を負わないものとする。
- 3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって当該乙又は丙に全面的に協力するものとする。
- 4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙又は丙に故意又は重大な過失が存する場合は、この限りではない。
- 5 医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損失を被った場合は、甲は、損失を補償し、又はそのおそれがあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。ただし、乙又は丙に故意又は重大な過失がある場合は、

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成13年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了前1カ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成12年9月1日

千葉県地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、千葉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医薬品・衛生資材の供給等）

第3条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

2 乙は、千葉県総合保健医療センター内千葉県休日救急診療所に備蓄する災害時用医薬品等の維持管理に協力するものとする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 乙が調達した医薬品、衛生資材の実費
- (3) 薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (5) 合同訓練時における医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限終了前1カ月前までに甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

千葉県広域火葬計画に基づく

災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部又は水防本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）甲が設置した避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供

様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)

会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 1月23日

第1号様式

年 月 日

災 害 時 に お け る 協 力 要 請 書

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 様

千葉市長

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日

第2号様式

年 月 日

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 千葉市長

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

災害時における支援協力に関する協定第5条第1項の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

業 務 内 容	
業 務 従 事 者	別添名簿のとおり

千葉県広域火葬計画に基づく

災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部又は水防本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （3）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うもの

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部健康部長の職にある者を、乙にあっては、代表理事の職にある

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 1月23日

第1号様式

年 月 日

災 害 時 に お け る 協 力 要 請 書

千葉中央葬祭業協同組合 様

千 葉 市 長

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日

第2号様式

年 月 日

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 千葉市長

千葉中央葬祭業協同組合
代表理事

災害時における支援協力に関する協定第5条第1項の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

業 務 内 容	
業 務 従 事 者	別添名簿のとおり

千葉県広域火葬計画に基づく

災害時における遺体の収容等に関する支援協力協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他災害の発生により、甲に災害対策本部又は水防本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び日数
- (3) 遺体の搬送の用に供した霊柩車の数及び回数
- (4) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料及び霊柩車の運賃・料金等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及

定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年 1月23日

第1号様式

年 月 日

災害時における協力要請書

社団法人全国霊柩自動車協会 様

千葉市長

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日

第2号様式

年 月 日

災害時における要請業務実績報告書

(あて先) 千葉市長

社団法人全国霊柩自動車協会
会長

災害時における支援協力に関する協定第5条第1項の規定により、次のとおり要請業務の実績を報告します。

業 務 内 容	
業 務 従 事 者	別添名簿のとおり

災害時における遺体安置所の施設使用等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と宗教法人光明寺（以下「乙」という。）は、乙が所有する施設を遺体安置所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害」という。）に、甲が乙の所有する施設を遺体の検視・検案及び安置、遺留品の保管、遺体の遺族への引き渡し等を行うための施設（以下「遺体安置所」という。）として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲が遺体安置所として使用できる施設は、次のとおりとする。

施設名称	千葉光明寺
所在地	千葉市稲毛区穴川町383番地3
提供範囲	千葉光明寺 本堂2階 196㎡
収容人数	約100体
特記事項	提供範囲以外の施設等については、その都度甲乙で協議するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙の施設に遺体安置所を開設する必要がある場合は、乙に対し、遺体安置所の開設、運営等への協力を要請することができるものとする。

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、施設の遺体安置所としての使用、遺体安置のために必要な照明・冷房の使用等について、施設運営に支障のない範囲において協力するものとする。

（遺体安置所の管理運営）

第5条 遺体安置所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（開設期間）

第6条 遺体安置所の開設期間は、災害発生日から10日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

(遺体安置所の閉鎖)

第7条 甲は、乙が早期に本来の活動等を再開できるよう配慮するとともに、当該遺体安置所の早期解消に努めるものとする。

2 甲は、遺体安置所を閉鎖する場合は、文書を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 遺体安置所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、その金額については甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

2 遺体安置所の開設期間中に、当該使用に関して施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は遺体安置所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年7月31日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月31日

災害時における動物救護活動に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会（以下「乙」という。）とは、千葉市内での災害発生時において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物やその飼育者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）飼い主が不明な犬及び猫
- （2）飼い主が避難生活していることにより飼育の支援が必要な犬及び猫
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲乙協議の上定める動物

（相互協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）負傷した対象動物に応急手当を実施すること
- （2）被災した対象動物の保護及び管理をすること
- （3）被災した対象動物に関する情報を甲に提供すること
- （4）施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること

（協力要請等の手続）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書（第1号様式）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により協力要請を行い、後日、文書をもって通知するものとする。

- （1）動物救護活動の内容
- （2）動物救護活動を行う場所
- （3）動物救護活動を行う日時
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況等により動物救護活動を実施する必要があると認めるときは、甲の要請を待たずに自己の判断により動物救護活動を実施することができる。この場合において、乙は速やかに甲に通知するものとする。

（動物救護活動の履行）

第5条 乙は、前条第1項の要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な動物救護活動を実施するものとする。

2 甲及び乙は動物救護活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(施設等の提供)

第6条 甲は、乙が動物救護活動を実施するために必要となる用地、施設、設備等を可能な限り提供するものとする。

(必要物資等の備蓄等)

第7条 甲及び乙は、動物救護活動に必要な物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

(協力要請の解除)

第8条 乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲に対して協力要請の解除を申し入れることができるものとする。

2 甲は、前項の申入れがあった場合は、乙と協議の上、協力要請を解除することができるものとする。

(動物救護活動の終了)

第9条 甲及び乙は、災害が終息し動物救護活動を継続する必要性がないと認められる場合は、協議の上、甲は協力要請を解除し、乙は動物救護活動を終了するものとする。

(活動報告)

第10条 乙は、第4条の規定に基づく動物救護活動を実施したときは、活動内容等を記載した活動報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第11条 乙は、原則として甲に動物救護活動に要する経費負担を求めないものとする。

2 甲及び乙は、本協定に基づき乙が実施した動物救護活動に必要な医薬品、機材、飼料、物品等に要した経費については、義援金、寄付金等の活用、並びに企業、団体及び個人からの寄付物品を用いる等により、その負担を最小限にするよう努めるものとする。

3 乙は、動物救護活動後、救護対象動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

(動物救護活動に係る災害等の補償)

第12条 甲は、原則として第4条の規定に基づく動物救護活動により乙に生じた損害を補てんしないものとする。

(連絡体制)

第13条 この協定の運用に関する連絡調整は、甲にあつては生活衛生課長を、乙にあつては千葉市地域獣医師会代表を通して行うものとする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義が生じた事項又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(今後の検討事項)

第15条 甲は、第12条の損害を補てんすることを検討するよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この協定に定めるもののほか、動物救護活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第17条 この協定の期間は平成27年3月27日から平成28年3月27日までとする。

ただし、協定の期間が満了する日の3か月前までに甲又は乙が相手方に対し何らかの申出をしないときは、協定更新の手続を経ることなく、この協定の期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了するときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

災害時における妊産婦等への応急救護活動及び支援等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県助産師会（以下「乙」という。）は、千葉市において災害が発生した場合における妊産婦、新生児及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への応急救護活動及び支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画に基づき、甲が行う妊産婦等への応急救護活動及び支援等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助産師の派遣要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めた場合は、乙に対し妊産婦等への応急救護活動及び支援等のため、助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けた場合は、日常の助産師業務に支障がない範囲内において、甲の指定する場所に助産師を派遣するものとする。

（派遣要請手続）

第3条 甲は、乙に助産師の派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を記載した助産師派遣要請書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは電話等により要請することができるものとし、事後、速やかに助産師派遣要請書を提出するものとする。

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣希望人数
- (3) 派遣希望期間
- (4) 派遣先
- (5) その他必要な事項

（助産師の指揮等）

第4条 助産師が行う妊産婦等に対する応急救護活動及び支援等に関する指揮、命令権は、乙の長に帰属するものとする。

(助産師の業務)

第5条 乙が派遣する助産師は、日常の助産師業務の範囲内で次の業務を行う。

- (1) 避難所等における妊産婦等に対する健康管理、健康相談及び支援
- (2) 家庭訪問による妊産婦等に対する健康相談及び支援
- (3) 妊産婦等の医療機関等への搬送要否の決定
- (4) 救護所等における妊産婦等に対する応急救護活動
- (5) 緊急時の分娩介助、分娩前後の処置
- (6) その他必要な業務

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急救護活動及び支援等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
- (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによる。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、応急救護活動及び支援等に従事した助産師が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の損害補償は、助産師個人で加入する保険により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の例により対処するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害救助法が適用された場合は、その定めるところによる。

(損害賠償等)

第8条 甲の要請に基づき、応急救護活動及び支援等に従事した助産師が、妊産婦等に損害を与えた場合の損害賠償等は、次のとおりとする。

- (1) 助産師の責に帰する場合は、当該助産師が賠償の責を負うものとし、その他の場合は、法令等の規定に基づき、甲がその責を負うものとする。
- (2) 妊産婦等との間に紛争が生じた場合は、甲、乙及び当該助産師が緊密に連携し、誠意をもって対応するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による何らの意思表示がないときは、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

災害事故における救急業務の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉大学医学部附属病院（以下「乙」という。）とは、千葉市において災害により生じた事故（以下「災害事故」という。）における救急業務への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害事故において、乙の医師、看護師等で構成された傷病者に対し早期に医療行為を開始するチーム（以下「救急医療チーム」という。）を速やかに傷病者のもとへ派遣するとともに、甲が行う救急業務と協力して傷病者を早期に医療機関へ搬送することにより、傷病者の生命を維持するとともに症状の悪化を防ぐことを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害事故の現場（以下「事故現場」という。）に医療が必要と判断した場合は、救急医療チームを要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

（活動）

第3条 この協定における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、救急医療チームを要請する場合は、乙に必要な情報を連絡し協力の可否について回答を受ける。
- (2) 乙は、前号において可能と回答した場合は、救急医療チームを事故現場へ急行させる。
- (3) 甲及び乙は、互いに協力し傷病者に必要な応急処置及び医療を行う。
- (4) 甲が傷病者を医療機関へ搬送する場合において、継続して医療を行う必要があると乙が判断したときは、甲は救急医療チームを救急自動車に同乗させることができる。

（経費負担）

第4条 甲は、この協定に係る乙の経費を負担しないものとする。

（事故等の補償）

第5条 この協定における救急医療チームの活動時に生じた事故等の補償は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲は、乙の医療行為に起因する事故の補償、乙の車両を使用した場合において交通事故が発生した場合における対人賠償、対物賠償及びその車両の修理に要する費用の補償並びに車両が故障した場合における費用の補償は行わない。
- (2) 甲は、前号に掲げるもの以外の事故について補償するために必要な保険を甲の負担で加入するものとする。

（訓練）

第6条 甲は、救急医療チームが安全かつ円滑に活動するための必要な訓練に協力するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 この協定の期間が終了する日の30日前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、この協定の期間は1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(雑則)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙との協議により別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月23日

(甲) 千葉県千葉市中央区千葉港1-1
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

(乙) 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1
千葉大学医学部附属病院
病院長 山本修一

災害時及び感染症発生時における消毒に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）及び一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）に伴う、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条で定める感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生により、千葉市内において、広域又は同時多発的に消毒が必要となり、一の消毒事業者では対応できない場合において、速やかに消毒を実施し感染拡大を防止することを目的とする。

（業務）

第2条 甲又は甲が法第27条第1項に基づき消毒を命じた当該区域を管理する者（以下「管理者等」という。）から要請があった場合には、乙は特別な理由がない限り、管理者等の要請に応じ、速やかに消毒業務に着手するものとする。

（薬剤等の備蓄）

第3条 乙は前条の業務に必要な薬剤及び資機材を備蓄するものとする。

（要請方法）

第4条 管理者等は、第2条の規定に基づき要請をするときは、感染症対策消毒業務要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（消毒の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに要請された消毒の実施場所に出動し、管理者等の指示により消毒を実施するものとする。

2 前項の場合において、消毒に従事する者は、消毒の実施場所に管理者等が不在の場合は、事前に管理者等と協議の上、管理者等の要請事項に従い、消毒を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき消毒を実施したときは、感染症対策消毒業務実施報告書（第2号様式。以下「報告書」という。）を消毒完了の日から2週間以内に管理者等に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条に規定する消毒を行うに際し、その費用は、要請を行った管理者等が負担するものとし、管理者等は、乙、又は乙の会員企業との間で速やかに契約を締結するものとする。

2 第3条に規定する薬剤等の備蓄に係る費用は、乙が負担するものとする。

(価格の決定)

第8条 管理者等が負担する費用の価格は、乙においては、消毒の実施時の直前における市場の適正価格を基準として、管理者等及び乙で協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、消毒に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、消毒を実施する場合において知り得た情報を、当該消毒を要請した管理者等以外の者に漏洩してはならない。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記事項の合意の証とし、本書を2通作成し、甲乙各1通ずつを保管する。

令和2年12月25日

甲 千葉県中央区千葉港1番1号
千葉県
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉県中央区中央3丁目3番1号
一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会
会長 矢代秀明

千葉市・習志野市消防相互応援協定

(昭和34年4月20日)
(協 定)

消防組織法第21条の規定に基づき最寄り消防隊の相互応援について左記の通り協定する

記

- 1 両市の境界に近接せる地区（直線500米以内）に水火災等の発生するとき。
- 1 応援要請のあつたとき。
- 1 応援出動に要した費用は各自負担とする。

本協定書2通を作製し各市1通宛保管するものとする。

千葉海上保安部と千葉市との業務協定

(目 的)

第1条 この協定は、千葉海上保安部を甲（以下「甲」という。）、千葉市を乙（以下「乙」という。）とし、船舶の火災その他について甲、乙が協力して円滑な消火活動等を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の対象とする海上の区域は千葉市に属する海域（以下「協定区域」という。）とする。

(消火活動の責任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力する。

- (1) ふ頭又は岸壁、若しくは浮きさん橋にけい留された船舶及び上架又は入きよ中の船舶
- (2) 河川、運河における船舶安全法（昭和48年法律第11号）第2条第1項の規定の適用をうけない船舶

2 前項以外の船舶の火災の消火活動は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(火災の調査等)

第4条 協定区域内における船舶の火災の原因調査は、前条第1項に掲げる船舶については、主として乙が担任し、第2項に掲げる船舶については甲が担任する。

2 火災及び消火活動により受けた船舶の損害調査は甲と乙が協議して行うものとする。

(火災の予防)

第5条 協定区域内の船舶の火災予防に関しては、甲、乙が協力して行うものとする。

(相互通報)

第6条 甲又は乙は、海上において火災が発生し、又は火災発生のおそれのあることを知ったときは、

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙が各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、昭和46年8月18日から施行する。

昭和46年8月18日

千葉県石油コンビナート防災相互通信 用無線設備の管理運営に関する協定書

(昭和55年4月1日)
(協 定)

千葉県石油コンビナート等特別防災区域の災害時における防災関係機関の相互通信連絡手段の整備充実を図るため、県が所有する防災相互無線設備（以下「無線設備」という。）の管理運営に関し、千葉県（以下「甲」という。）と千葉市（以下「乙」という。）は次のとおり協定する。

（無線設備の委託）

第1条 甲が乙に委託する無線設備は次のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 無線電話装置 | 1式 |
| (2) 傍受機 | 2台 |
| (3) 外部空中線 | 1基 |

（委託期間）

第2条 無線設備の委託期間は昭和55年4月1日から昭和56年3月31日までとす

る。ただし、期間満了1月前まで甲又は乙から申し出がない場合は引き続き1

(無線設備の運用)

第5条 乙は無線設備を利用するにあつては電波法(昭和25年法律第131号)及び別に県が定める運営規定により運用するものとする。

(無線従事者)

第6条 乙の無線局の無線従事者は、乙の所属職員を充てるものとする。

(維持管理等の経費)

第7条 委託期間における無線設備の維持管理及び修理等に要する経費の分担は次のとおりとする。

- (1) 通常の維持管理は乙の負担とし、修理等に要する経費は甲の負担とする。
- (2) 乙が善良な管理を怠つたために生じた故障復旧等に要する経費は乙の負担とする。

(無線設備の返還)

第8条 乙は無線設備の機能が著しく減少し使用に耐えないと認めるときは甲に協議するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたときは甲と乙は協議のうえ決定するものとする。

上記委託の証として本書を作成し、甲と乙は記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

は、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。

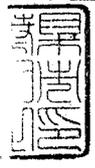
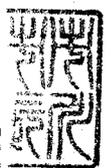
(3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。



東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書



鹿行広域
事務組合
管理者印



東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市及び鹿行広域事務組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち東関東自動車道及び新空港自動車道並びにその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

ただし、船橋市にあつては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出動する市町村等(以下「出動市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認め

るときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出場）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応

援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成25年4月10日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書14通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

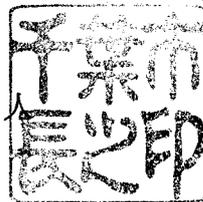
附 則

この協定の締結により、平成18年8月24日に締結した東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定は廃止する。

平成25年 4月 10日

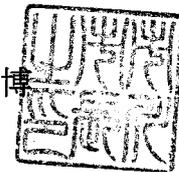
千 葉 市

千葉市長 熊谷 俊



市 川 市

市川市長 大久保 博



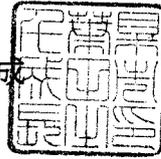
船 橋 市

船橋市長 藤代 孝七



成 田 市

成田市長 小泉 一成



佐 倉 市

佐倉市長 藤 和雄



習 志 野 市

習志野市長 宮本 泰介



浦 安 市

浦安市長 松崎 秀樹



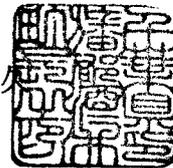
四 街 道 市

四街道市長 佐渡



印 旛 郡 酒 々 井 町

酒々井町長 小坂 泰久



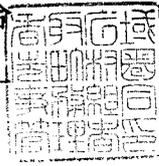
富 里 市

富里市長 相川 堅治



香取広域市町村圏事務組合

管理者 宇井 成



佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 蕨 和雄



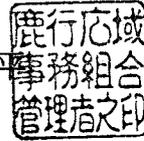
潮来市

潮来市長 杉田 千春



鹿行広域事務組合

管理者 鬼沢 保平



応援出動区域表

出動市町村等	出動区域	
	上り線	下り線
安 市	_____	浦安ランプから 湾岸市川インターチェンジまでの区間
川 市	湾岸市川インターチェンジから 浦安ランプまでの区間	湾岸市川インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間
志 野 市	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸市川インターチェンジまでの区間	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸千葉インターチェンジまでの区間
葉 市	千葉北インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間	湾岸千葉インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間
街 道 市	四街道インターチェンジから 千葉北インターチェンジまでの区間	四街道インターチェンジから 佐倉インターチェンジまでの区間
倉市八街市酒々井町 防組合消防本部	酒々井インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間	佐倉インターチェンジから 富里インターチェンジまでの区間
里 市	富里インターチェンジから 酒々井インターチェンジまでの区間	富里インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間
田 市	大栄インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間 新空港自動車道の終点から 富里インターチェンジまでの区間	成田インターチェンジから 新空港自動車道の終点までの区間 成田インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間
取 広 域 町村圏事務組合	佐原香取インターチェンジから 大栄インターチェンジまでの区間	佐原香取インターチェンジから 潮来インターチェンジまでの区間
行 広 域 事 務 組 合	潮来インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間	_____

東京湾消防相互応援協定

協定締結日 平成2年5月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

(2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
 - 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。
- 平成2年5月29日

【改正】

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁
横浜市
川崎市
千葉市

航空機消防相互応援協定

協定締結日 平成 7 年 3 月 2 9 日

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 9 条の規定に基づき、東京消防庁、横浜市、川崎市及び千葉市（以下「協定都市」という。）に属する回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第 2 条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市（以下「要請側」という。）の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行ものとする。

- (1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害
- (2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第 3 条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

(応援隊の指揮)

附 則

この協定は、平成7年4月1日から効力を生ずる。

平成7年3月29日

【改正】

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

災害時応急活動等の協力に 関する業務基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市建設業協会（以下「乙」という。）とは、千葉市内における大地震、火災、暴風雨及び大規模列車事故等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る活動等（以下「災害応急活動等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害に因る被害を軽減するため、甲、乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者をあらかじめ甲と協議のうえ各地区のいずれかに割り当て協力体制を整備しておくものとする。

(要請手続)

第4条 甲が、乙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請手続きをする場合は消防局警防部警防課が行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、警防部警防課以外の中央消防署、花見川消防署、稲毛消防署、若葉消防署、緑消防署及び美浜消防署からも乙に対し協力の要請手続きをすることができるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して定めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押

館山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、（以下「協定市」という。）の長は、協定市の行政区域のうち館山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。ただし、袖ヶ浦市にあっては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

（特別応援）

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市（以下「出場市」という。）の消防長が出場市以外の協定市の応援を

要請者に通報するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、受援市の消防隊等が出場した場合は当該受援市の現場指揮者が、受援市の消防隊等が出場しないときは第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が、指揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令その他別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を受援市が負担するものとする。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援市において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市が負担するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年7月4日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成15年4月29日に締結した館山自動車道消防相互応援協定書は廃止する。

平成19年 7月 4日

別表

応援出場区域表		
出場 市町村等	出場区域	
	上り線	下り線
千葉市	/	蘇我インターチェンジから 市原インターチェンジまでの区間
市原市	姉ヶ崎袖ヶ浦インターチェンジから 蘇我インターチェンジまでの区間	市原インターチェンジから 木更津北インターチェンジまでの区 間
木更津市	木更津南インターチェンジから 姉ヶ崎袖ヶ浦インターチェンジま での区間 木更津ジャンクションから 袖ヶ浦インターチェンジまでの区 間	木更津北インターチェンジから 木更津南インターチェンジまでの区 間 袖ヶ浦インターチェンジから 木更津ジャンクションまでの区間 木更津南ジャンクションから 君津インターチェンジまでの区間

鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、千葉県内の消防本部（局）と鉄道軌道事業者との相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、千葉県の調整の下、この協定書を定める。

（用語の定義）

第1条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 鉄道災害とは、鉄道軌道路線における人身事故及び火災（鉄道沿線火災も含む。）等をいう。
- （2） 甲とは、千葉県内の消防本部（局）で別表のとおりとする。
- （3） 乙とは、千葉県内で運行する鉄道軌道事業者で別表のとおりとする。
- （4） 丙とは、千葉県総務部消防地震防災課で別表のとおりとする。
- （5） 消防隊とは、甲が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- （6） 現場責任者とは、乙が派遣する現場の責任者をいう。
- （7） 指揮者とは、消防隊の現場最高責任者をいう。
- （8） 消防活動とは、甲が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊の活動をいう。
- （9） 支援活動とは、乙が行う消防活動時における協力活動をいう。

（鉄道災害発生時等の緊急通報）

第2条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法(昭和23年法律第186号)第24条（同法36条により準用する場合を含む。）に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては、次の事項について情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- （1） 災害の種別（火災、救助、救急）
- （2） 発生時刻

- (3) 発生場所（住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）
 - (4) 負傷者の人数及び状況
 - (5) 消防隊が向かう入口（中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等）
 - (6) 現場責任者の派遣状況、その職名等
 - (7) 列車の運行状況及び電源遮断の有無
 - (8) その他、乙がすでに実施している事項
- (指定連絡先)

第3条 甲及び乙は、119番通報の他に連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

- 2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第4条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第2条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

- 2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。
- 3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者等)

第5条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

- 2 指揮者と現場責任者は、相互に連携し、軌道内における安全を確保する。
- 3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報の共有)

第6条 現場責任者は、次の事項について把握している情報を消防隊が消防活動を行う前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて、災害発生場所等への誘導を行う。

- (1) 災害状況
- (2) 列車の運行状況
- (3) 負傷者及び避難の状況
- (4) 監視員の配置状況
- (5) 電源遮断措置等の有無
- (6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況
- (7) 換気、排煙設備、その他の消防用設備等の運転状況

2 指揮者は、人員、任務等消防活動の体制及び方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第7条 鉄道災害が発生し、避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内及び車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(消防活動の連携)

第8条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な消防活動及び支援活動を実施する。

- (1) 指揮者は、災害現場において消防活動を開始する前に、現場責任者に対して第6条第1項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により列車停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し消防活動を開始する。
- (2) 災害現場に現場責任者が不在で、前項の確認及び協議が行えない場合は、指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を開始する。
- (3) 現場責任者は、指揮者が行う消防活動に対し、必要な支援活動を行う。
- (4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じて列車の電源遮断、技術者の派遣、消防活動への助言及び資機材の提供等を求める。
- (5) 現場責任者は、前号の求めに対し、状況に応じた措置を行う。

(6) 指揮者は、消防活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。

(7) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者及びその他関係機関担当者が協議し、安全を確認した後に行う。

(連携の範囲)

第9条 鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（鉄道敷地内）及び駅構内の消防活動で、次のとおりとする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

(1) 救助事故

(2) 救急事故

(3) 火災（車両、その他）

(4) 火災原因調査

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第10条 甲の消防活動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合には、甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合には、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第11条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携並びに効果的な消防活動及び支援活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両方で協議する。

(1) 高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法

(2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等

2 甲及び乙は、鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を相互に交換する。

(訓練)

第12条 甲及び乙は鉄道災害時における消防活動及び支援活動を円滑に遂行するため、連携し訓練の実施に努める。

(千葉県総務部消防地震防災課の役割)

第13条 丙は、この協定書の効果的な履行のため、必要に応じ甲及び乙による連絡会議を開催する等消防組織法(昭和22年法律第226号)第29条の規定に基づき支援を行う。

2 甲及び乙は、この協定書の効果的な履行のため、丙に対し甲及び乙による連絡会議の開催を求めることができる。

(連絡会議)

第14条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙による連絡会議で協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書47通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

災害時における消防活動の協力に関する協定書

千葉市消防局（以下「甲」という。）と千葉県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、千葉市内に火災、風水害、地震等の災害が発生した場合または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙が実施する消防活動への協力業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、甲が乙に消防活動の協力を求めるにあたって、協力業務、費用負担、その他の基本事項を定め、もって消防活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（協力業務等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、甲の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難であると認めた場合は、乙に対して、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- （1）消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去に関する業務
- （2）危険要因となる物質等の排除に関する業務
- （3）消防活動における安全確保のためのアドバイスに関する業務
- （4）その他乙の支援を必要と認める業務

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を派遣させ、甲が実施する消防活動に協力するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は、前条第1項に規定する協力業務を実施するため、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、この協定による業務を実施する意思のあるものを選定し、協力体制を整備するものとする。

2 乙は、前項の規定により選定した構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

- 3 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅滞なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。
- 4 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに新たな一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、乙に対し協力を要請するときには、文書により要請を行うものとする。ただし、状況により文書での要請ができない場合は、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

2 協力の要請は次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生場所及び状況
- (2) 協力を要請する活動内容
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要な事項

(契約の締結)

第5条 乙は、第2条に規定する業務を行う際には、業務に従事する構成員(以下「業務従事業者」という。)を早急に選定し、甲に文書で報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 前項の業務に係る契約の締結は、甲における業務の関係部署と業務従事業者との間において処理するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力要請を受けたときは、直ちに集結場所に業務従事業者を派遣し、甲の職員の指示に基づき、消防活動への協力業務を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に業務従事業者を派遣したときは、次に掲げる事項を甲に

報告するものとする。

- (1) 派遣する現場責任者の職氏名、連絡方法
- (2) 派遣人員、資機材の種類、数
- (3) その他必要な事項

3 乙は、撤去した災害廃棄物（災害により倒壊、焼失した等建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。以下同じ。）を、甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の移動場所を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の場所へ移動することができるものとする。

（業務の報告）

第7条 乙は、第4条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 前項の場合において、業務従事者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第8条 業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における千葉県積算基準等を準用するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、別途甲と乙又は業務従事者との間で締結した契約により、千葉県予算会計規則に基づき支払うものとする。

（事故報告）

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第10条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議し

て定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第11条 第4条の規定による業務により第三者に被害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(補償)

第12条 第9条の規定により報告がなされた場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(平時における消防活動への協力)

第13条 乙は、甲が行う平時の消防活動について、次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、解体物件で消防訓練に活用できると認めるものについて、その情報を甲に提供するものとする。
- (2) 乙は、甲から消防訓練等への参加又は支援について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (3) 乙は、甲から消防隊員の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (4) その他必要な事項について、乙が対応できる範囲で協力するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から1年とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事

項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月27日



木更津東 I C ~ 松尾横芝 I C

首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

(暫定)



木更津東IC～松尾横芝IC

首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

(暫定)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、木更津市、市原市、長生郡市広域市町村圏組合、山武郡市広域行政組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)及びその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市町村等(以下「出場市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認め

るときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出場）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応

援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

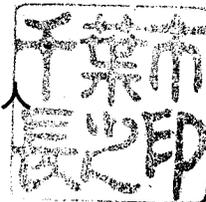
(協定の効力)

第9条 この協定は、平成25年4月27日から効力を有するものとする。

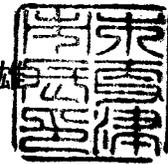
この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

平成25年4月27日

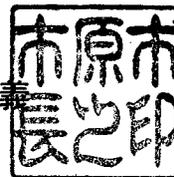
千葉市長 熊谷 俊



木更津市長 水越 勇

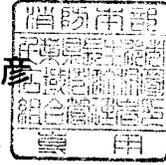


市原市長 佐久間 隆



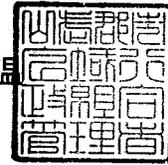
長生郡市広域市町村圏組合

管理者 田中 豊彦



山武郡市広域行政組合

管理者 志賀 直温



佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 藤 和雄



圏央道・応援出場区域表

出場市町村等	出場区域	
	外回り(木更津・袖ヶ浦方面)	内回り(東金・松尾方面)
木更津市消防本部	木更津東IC ～ 木更津JCT の区間	木更津JCT～木更津東ICの区間(袖ヶ浦消防本部) ※現在、木更津・袖ヶ浦で協定されている首都圏中央道 自動車消防相互応援協定により、袖ヶ浦市が出場する。
		木更津東IC ～ 市原鶴舞IC の区間
市原市消防局	市原鶴舞IC ～ 木更津東IC の区間	市原鶴舞IC ～ 茂原長南IC の区間
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	茂原北IC ～ 市原鶴舞IC の区間	茂原長南IC ～ 東金IC・JCT の区間 (一部 千葉市含む)
千葉市消防局	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組合消防本部が出場する。	圏央道通過のため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部が出場する。
山武郡市広域行政組合消防本部	松尾横芝IC ～ 茂原北IC の区間 (一部 千葉市・八街市含む)	東金IC・JCT ～ 松尾横芝IC の区間 (一部 八街市含む)
佐倉市八街市酒々井町消防組合	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組合消防本部が出場する。	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組合消防本部が出場する。